

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象となります。

平成18年10月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：31件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系制御盤において、ダンパ開閉のランプの両点灯が認められたため、開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	予備変電所のPHS基地局において、通話不能が認められたため、基地局を調査	D	
3	1号機	硫酸第一鉄注入タンクドレン弁の開閉表示回路において、閉側の不点灯（緑ランプ）が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
4	2号機	低圧タービン（C）ノズルダイヤフラム上下半の浸透探傷検査時、シールリング部に線状及び円形指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
5	2号機	低圧タービン（C）ノズルダイヤフラム上半の浸透探傷検査時、水平面及びノズル板に線状及び円形指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
6	2号機	クロスアラウンド配管点検時、配管内面に浸食が認められたため、配管内面の調査及び対応	D	
7	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（B・D）の点検時、浸透探傷検査においてインペラ・シャフトに指示模様が認められたため、対応検討	D	
8	2号機	残留熱除去海水系ストレーナ（B系）の点検時、ドレン配管に浸食が認められたため、当該配管を修理	D	
9	2号機	湿分離器ドレンタンク（No. 1・2）の小口径配管取出座点検時、溶接部に判定基準を超える円形指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の軸受分解時、カップリング側スリーブナットに取外し不可能が認められたため、当該ナットを交換	D	
11	3号機	再循環ポンプトリップ系遮断器の昇降装置において、ユニオン部に油のにじみが認められたため、ユニオン部を点検・修理	D	
12	3号機	残留熱除去系ポンプ室換気空調系局所空調機ドレン弁において、シートリーク及び弁間フランジよりリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	主復水器細管洗浄装置（A系）ボール回収器回収弁において、開度指示のズレが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	4号機	原子炉再循環系MGセット室換気空調系局所空調機において、フィルタに詰まりが認められたため、フィルタを交換	D	
15	4号機	タービン建屋床サンプポンプ吐出ラインにおいて、配管腐食（直径3mm程度）によるにじみリークが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
16	4号機	換気空調系冷却装置常用ターボ冷凍機（C）海水入口弁において、グラウンド部ににじみリークが認められたため、当該グラウンド部を点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
17	4号機	換気空調系冷却装置常用ターボ冷凍機（C）海水入口弁において、開動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A・B）の封水減圧弁において、動作不良（ハンチング）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A・B）の封水入口圧力計において、動作不良（ハンチング）及び指示針の変形が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
20	5号機	廃棄物処理建屋ポンプ室監視用モニタの点検時、映像不良が認められたため、映像切換器を交換	D	
21	5号機	タービン系ベージングスピーカー回線の絶縁抵抗測定時、基準値外れが認められたため、当該回線を修理	D	
22	5号機	廃棄物地下貯蔵設備床ドレンサンプタンク漏えい検出器において、結露水による警報が発生したため、当該検出器周りを点検・清掃	D	
23	5号機	主タービン軸受油圧スイッチの計器点検校正後の点検報告書の確認時に、ヘッド補正に不整合が認められたため、対応検討	D	
24	5号機	計装用空気系圧縮機（A）アフタークーラーの点検時、冷却水配管ユニオン継手部よりリークが認められたため、当該部を交換	D	
25	5号機	タービン建屋弁ステム漏えい処理系復水器器内圧力指示計において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
26	5号機	格納容器隔離弁機能検査時、残留熱除去系廃棄物処理系第一隔離弁の現場開度計に指示不良（スティック）が認められたため、対応検討	D	
27	集中環境施設	所内用圧縮空気系除湿装置再生送風機出口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
28	集中環境施設	補助ボイラ脱酸素剤ポンプにおいて、グランド受け皿ドレンラインに詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
29	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）1次セラミックフィルタバーナ（B）において、パネル表示ランプの点灯不良（緑ランプ）が認められたため、当該表示装置を点検	D	
30	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備混合機抜き出し装置（A）において、詰まりが認められたため、当該装置を清掃	D	
31	その他	キャスク保管庫清浄エリア送風機（B）において、給気ダンパの固着が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA64101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで